

執行部内にこれぐらいの条例をオリジナルにつくるには相当高度な立法能力を備えていなければならないというふうに思いますけれども、具体的にどうやってつくるのか、お伺いをいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 吉田室長。

総務課長補佐（吉田 恵君） 課長補佐として議会での出席になっておりますので、課長補佐として答弁をさせていただきます。

この条例等につきましては、この条例のみではなくて2月の議会で提案いたしました環境条例、基本条例等も含めて、条例の制定につきましてはもちろん職員間で勉強するということもございまして、それからこのような条例の制定の場合には、国や県からの説明会、それから条例の制定に至るまでのいろいろな本もございまして、そのような本を勉強し、また近隣市町村あるいは今はインターネット等もございまして、いろいろないわゆる先進地域での条例等も参考にしながら、この加美町にふさわしい条例ということで制定をさせていただいているということでございます。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） 国からの指導といいますか、そういったものを参考にするというような説明がありましたけれども、これは具体的にモデル条例等がありまして、それをただ——ただと言ってもはなんですけれども、ここに提示するというのではないんですか。それとも法令関係の出版会社がそういったたぐいの法律が制定されると関連する条例をつくり上げて、それを商売として各自治体に提示する、それを利用するというような話も聞いておりますけれども、今回の場合はそのいずれでもないのかなと。もし、その中であれば、国からのモデル条例というものが一つの骨子になってつくっているのかなという思いもしますけれども、それらの中で、加美町としてのオリジナリティーな部分があるものなのかどうか。あるいはそういったモデル条例の中で、その自治体、町に合ったものを選べる選択肢があるのかどうか、そういったものも含めてもう一度説明をいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 昔はいわゆる準則というような形で、国・県から、発言のようにモデル条例のようなものが示されておりました。しかし地方分権一括法が成立をして以来、そのようなことが実はなくなりました。ただ、まるでなくなってしまうととても困る部分がありますので、指導会とか研修会等々でいわゆる法に基づいた本法を国の法律の説明等々があって、そしてそれを受けた条例の制定ということについて研修会等々が持たれております。先ほど答弁申

上げましたように、近隣の町村の例なども参考にしながら職員で検討会を行って、いわゆる法制執務担当職員が中心となって成案をつくり、条例化として提案申し上げるということでありまして、いわゆる丸抱えではなくて、その町に即したものという精神で条例案をあるいはつくっているということでもあります。

しかし、こういうものについては、基本的な考え方はどこも同じでありますので、そういう基本的な事項はほとんど同じであろうかというふうに思います。ただ、いわゆる選択権というのは、当然地方自治体で処理を持っているということでございます。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） そういった制定過程、基礎の過程を伺いますと、やはり安心していただけるなど。我々が果たしてこれを1条1条チェックが現実としてできないわけですから、そういった経過を聞いて安心をいたしましたし、また議会にも条例の発議権があるとは言いながらも、そういったものが低調に終わっているという現実もございしますが、執行部そのものもそういった体制であるということに安心をいたしました。以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。10番三浦英典君。

10番（三浦英典君） 10番です。

関連することでお伺いしたいわけですが、最近カードの情報流出云々が出てまいりまして、実際、行政部ではこの個人情報をたくさん持っているわけですが、いざ不正にアクセスされて情報を持ち出された場合に、実際、行政で責任というものを持てるのか、あるいはこれの情報の管理をすべてセキュリティー会社、そういうものに責任を持っていただいて管理しているものなのか、その辺の責任所在というものを含めてちょっとお話しただければと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 御質問ございましたいわゆる電子機器等に包含されている個人情報については、既に平成15年の電子計算機等、説明申し上げましたとおり条例で規定をしておるわけでありまして、今回はきのう説明申し上げましたように、いわゆる手書きでといいますか、役場内にある個人情報を守るために、この条例が制定をされるという、執行されるということでもありますので、適正な管理のもとにおいて、そしてこの手続を守っておりながら、最終的には管理は町長に責任があるわけでありますから、不正な持ち出し、あるいは管理の瑕疵によってそういう事故が生じた場合には、当然町長が責任を持たなければならないというふうに解釈をいたすものであります。

議長（米澤秋男君） 吉田室長。

総務課長補佐（吉田 恵君） 御質問のデータの委託先に責任を負わせるのかということでございますけれども、この条例、あるいはまた国の法律におきましても、データの管理については委託している、されている業者の方が責任を持つということになっております。こちらその場合はその契約書にそれを入れるといたしますが、そのようにするということです。いわゆる委託先、委託元ではなくて委託先が責任を持つと、漏えいした場合はですね、そのようになっています。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 今回の個人情報保護条例、大変行政から漏れないようにと、漏えいしないようにということが基本だと思うんですけれども、この条例の中で質問させていただくのが適当かどうか分からないんですけれども、行政が公共的団体の事務局なりを持っているケースも多々あるわけですね。結局、そういう公共団体の名簿なりなんなりという、会員数とか会員の名簿なりというのをこの個人情報保護条例の中で行政としては守りつつも、当然その団体として出さなければいけないという状況も、そういうパターンがあるわけですね。そういうところの兼ね合いが一つ。

もう一つは、行政間でのセクションのやりとりといたしますか、例えば公民館でいろいろな講座を開いた。その講座の対象者が、例えば体育館のいろいろななかかわりの中で御案内を出したいと、そういうパターンの中でセクション間のやりとりの中でどういうふうにとらえられていくのかというようなことが二つ目。

もう一つは、例えば公民館、または体育館、要するに住民の方々と現場で接するセクションの方々が公共的団体の方々とジョイントしてといたしますか、また行政でやることをより効果的にお手伝いをするという、そういう状況の中でどのぐらいまでそういう情報というものを提供していただけるのかどうかという。実はこの前、中新田公民館で高齢者学級がありましたけれども大変好評で、80名ぐらいお集まりになったそうですが、たまたまそういう対象が同じ方に事業の案内を出したいので、名簿をお貸しできませんかというようなお話をさせていただいたんですが、個人情報の問題もあるので差し控えさせていただきますというような状況だったものですから、その辺の個人情報保護条例の中で、今三つの点についてお伺いしたいというふうに思っております。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） いわゆる公共的団体が所有している個人情報ですね、それが事務局を務

める加美町役場内のある課がそれも所有をするということに当然なるわけであります。そのときに、そういう今御質問のような要請があった場合には、昨日協議会で説明申し上げたように、基本的にはそれぞれの代表者なり御本人に名簿を提供していかどうかという了解をいただいで出さなくてはならないと思うわけでありますが、それらの詳しいことについては室長からお答えを申し上げます。

議長（米澤秋男君） 吉田総務課長補佐。

総務課長補佐（吉田 恵君） 課長補佐です。

今の御質問の件ですが、まず昨日申し上げましたように実施機関というものがございまして、七つの実施機関がございました。実施機関同士でのやりとりということはできません。それから課が違つと、一応課単位で情報を管理するというのでやっておりますので、課が公民館と体育館とかの場合ですと、情報はそれを貸し出しするといいますが、それをお見せして利用するということは原則としてはできないことになっております。

ただ、きのう申し上げましたように、原則として御本人の了解といいますが、本人から情報を取得すると。その際に、その目的が例えば体育館で使用する目的であったものを公民館でも使う場合には目的外使用ということになりますので、まず事業を行う場合に、例えば体育館とか公民館ですと教育委員会が実施機関になりますので、教育委員会として町長あてに事務を行うということの届け出を出す。そのときに目的が体育館のものであると。さらに公民館でも使うということになれば、目的外利用ということになりますので、あらかじめそのことを含めた届けを出すか、改めて届け出の変更で目的外利用についても町長あてに出すと。

それから、その御本人に承諾を得るということでの情報の取得ですが、その際に体育館で使用するということの目的で情報を取得する際に、公民館で使うということもあらかじめ含んでおれば、案内するときに、あるいは文書を出すときに、あるいは電話で取得をするときに、公民館の活動においても使わせていただきたいということを了解を得ると。あるいは文書を出すときに、情報については公民館の事業でも使わせていただきますというような一言を入れて出すというようなことになります。

議長（米澤秋男君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございせんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号加美町個人情報保護条例の制定については採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号加美町個人情報保護条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第4 議案第63号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第4、議案第63号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第63号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本案件は、議案第62号で承認をいただきました加美町個人情報保護条例で設置することとしております個人情報保護審査会委員の報酬について、1日1万1,700円を加える改正と、各種委員会や審議会において通常7,200円に規定している委員報酬について、専門的な知識を有する方を委員にお願いする場合には報酬を3万円以内で任命権者が定めることとしたこととあります。この3万円という額につきましては、宮城県において大学の学長、名誉教授が1時間1万円、教授が1時間9,000円、助教授で1時間7,800円などと定めている基準を参考に、上限を1時間1万円で3時間の3万円以内としたものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第5 議案第64号 加美町育英資金貸付基金条例等の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第5、議案第64号加美町育英資金貸付基金条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第64号加美町育英資金貸付基金条例等の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、平成17年4月1日解禁となったペイオフ制対策として、金融機関が破綻した場合に基金と町債の相殺を可能とする繰りかえ運用規定を新たに加えるもので、加美町育英資金貸付基金条例、加美町中山間地域活性化推進基金条例、加美町家畜導入事業基金条例、加美町放牧場設置基金条例、加美町交流資源利活用推進基金条例の五つの基金条例について、同一の内容の改正のため一括して行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

11番（佐藤善一君） 第4条の件でありますけれども、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めたということがあります。この期間というのは最長で当各年度の出納閉鎖までのことを言っているのか、それとも1年、2年ともっと延びる可能性もあるのかどうか。さっきの説明によりますとペイオフ対策ということではありますが、そういった場合、再建ができる見通しが出るかどうか、これはそのときによって大変長くなる可能性も十分考えられるわけです。そういった場合、本来の基金の目的に支障がないのかどうか、これ1点。

2点目ではありますが、その財政上の必要があると認めているとき、その判断を下すとき、常に経営状況を把握しておかなければならないと思うんですが、そのための定期的な財政状況についてのヒアリング等を行っているのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

議長（米澤秋男君） 収入役。

収入役（堀川勇逸君） 収入役でございます。

2点の御質問があったわけですが、まず、第1点目の会計年度を越えての繰りかえ運用が可能かどうかということでございます。実例凡例によりますと、繰りかえ運用は会計年度を越えても可能であると、いわゆる期間の問題ではありますが、可能であるということでございます。

それから、二つ目の経営状況の把握の関係であります。もちろんペイオフの関係につきましては御案内のように取引がオフ、ストップするわけでありませぬ。しかしこの内容は精算というふうな意味がありまして、預金者を保護するというふうな制度でございます。財務状況につきましては、当然町としてペイオフ対策会議というふうなものを要綱で設置してございます。したがって、金融機関が絶対大丈夫だという保証はないのでありますが、町として常に町とのかかわりのある金融機関の財務の状況は把握しておく必要がある。そしてまた金融機関が破綻をするというふうな状況が察せられた場合、タイムリーな事務処理をしなければいけないというふうなことでありますが、この対策会議を設置してございますし、その中で財務の状況を分析してまいりたいという考え方でおります。以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませぬか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませぬか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号加美町育英資金貸付基金条例等の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号加美町育英資金貸付基金条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第 6 議案第 6 5 号 加美町山村活性化支援センター条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 6 6 号 加美町農林産物直売施設条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 6 7 号 加美町農山村多面的機能活用施設条例の一部を改正する

条例について

日程第 9 議案第 68号 加美町総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 69号 加美町小野田展示交流施設条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 70号 加美町小野田温泉保養センター等条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 71号 加美町健康増進施設条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） お諮りします。日程第 6、議案第 65号加美町山村活性化支援センター条例の一部を改正する条例について、日程第 7、議案第 66号加美町農林産物直売施設条例の一部を改正する条例について、日程第 8、議案第 67号加美町農山村多面的機能活用施設条例の一部を改正する条例について、日程第 9、議案第 68号加美町総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例について、日程第 10、議案第 69号加美町小野田展示交流施設条例の一部を改正する条例について、日程第 11、議案第 70号加美町小野田温泉保養センター等条例の一部を改正する条例について、日程第 12、議案第 71号加美町健康増進施設条例の一部を改正する条例について、以上 7 件はいずれも関連いたしておりますので、会議規則第 36 条の規定に基づき一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 65号から日程第 12、議案第 71号までを一括議題とすることに決しました。

日程 6、議案第 65号から日程第 12、議案第 71号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 65号から議案第 71号までを、お許しをいただきましたので一括提案理由の説明を申し上げます。

この第 71号までの議案については、指定管理者制度活用に向けて条例を改正するものでありまして、改正の内容が同一であるために一括して説明申し上げるものであります。

本案件は、地方自治法改正による指定管理者制度の発足に伴い、宮崎の J A M 8 年館、これはジョイフルアグリビジネス宮崎の略だそうではありますが、旧宮崎農協に隣接した営農指導センターだったのでありますが、現在は J A 加美よつば宮崎西部支店として農協に貸し出しているものでありますが、宮崎の J A M 8 年館の加美町山村活性化支援センター、やくらい土産セ

ンター及び山の幸センターの加美町農林産物直売施設、滝庭の関駒庄と機織り伝承館の加美町農山村多面的機能活用施設、ぶな林の加美町総合交流ターミナル施設、ぶな林に隣接する民俗歴史資料館の加美町小野田展示施設交流施設、やくらい薬師の湯林泉館・都邑館、コテージ、景勝館、これは薬師の湯の西側の大広間のことを指しているのですが、の加美町小野田温泉保養センター等施設、ウォーターパークの加美町健康増進施設について所要の改正を行うもので、その内容は、指定管理者による管理を規定し、条文を整理するとともに、指定管理者が行う業務を規定したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 今一括で第65号から第71号までというようなことで、町長の説明によりますと、指定管理者制度の中で共通のということがありました。

かつて、これを管理していただいている団体があったと、あると思いますけれども、こういうことを聞いていいのかわからないですけれども、こういう指定管理者制度になったときに一般公募なのか、特例指定なのか、その辺についてのお考え。

それから、当然指定管理者制度、やはり行財政改革にも寄与するし、地域の雇用も創出するというようなことがうたわれていますけれども、その辺について、指定管理者制度にするこでのメリットをどうお考えになっているのか。

それから、このように条例整備するわけですけれども、この指定管理者を特例指定なり公募なりするんですけれども、時期的にいつごろをめどといいますか、そのようにお考えなのか伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） 総務課長お答えします。

最初の契約先ですけれども、第一には、今現在委託している先を検討しております。

それからメリットとしては、やはり財源の効率化といいますか、適正な財源で、財源の投資が少なく済む、財源関係で。

それから、時期的には今から契約に入るわけですけれども、来年の4月1日を予定しております。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 以前の条例の中には減免の項目が、どの施設だかというのは条例の例規集を見ても今すぐわからないんですけれども、指定管理者制度に移行した場合に、減免の措置も今後とも生きていくのかどうか。これから特例指定なり公募なりで業者さんというか、事業者が決まってくると思うんですけれども、そういった中で協定の中で減免の項目もきっちり入れていかななくてはいけないと思うんですけれども、その点についての考え方。

それから、民間の方々をお願いするわけですから、指定管理者制度の中で一番心配、危惧されることは、やはり公共性の担保と、それから住民サービスといいですか、利用者へのサービス向上が一番ポイントになってくるんだらうというふうに思いますけれども、今後、契約締結の中で、さまざまな項目について協定を結んでいかななくてはいけないというふうに思うんですけれども、その辺、今申し上げたところについての今後気をつけていかなければいけない点、または事業者との協定の中で、必ずこれだけはお願いしますよというところがありましたら、お話を聞かせていただきたいというふうに思います。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） お答えします。

減免について、どういう減免がちょっとわからないんですけれども、例えば身体障害者とか、そういう団体のことを言っているか何なのかちょっとわからないんですけれども、それは、今後契約の段階で検討したいと思っております。

それから、サービス面につきましても、それらについては話し合いの段階ではきちんとします。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 指定管理者制度について、さまざまな公の施設についてこれから出てくるんだらうというふうに思いますけれども、そういった中で手法として、特例指定にしる公募にしる、応募する事業者がこのぐらいの金額でこのぐらいのサービス、またはこのぐらいの事業をやりますよというものを提示するものなのかどうか、それとも町側がこのぐらいの予算を町から出しますので、この範囲の中でどのぐらいできますかというもので契約になるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） 今後、この条例が議決いただきました後に関しては、町長と施設の管理に関する協定をこれからいたしていきますので、その段階で検討したいと思っております。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「議長、質問の趣旨の答弁でないんですけれ

ども」の声あり) 答弁漏れ。(「いえ、答弁漏れじゃなくて。議長、よろしいですか」の声あり) はい。

総務課長(今野正晴君) ああ、わかりました。今は、現在業務委託先としていますが、例えば今後はデイサービスセンターとか文化会館とか、そういうのが出てきたときは、公募とかそういうのが出てくる契約になると思っております。今現在は単に委託して、委託している業者等の絡みの指定管理者制度の契約をするということです。(「議長、すみません」の声あり)

議長(米澤秋男君) 9番、手を挙げて言ってください。(「はい」の声あり) 9番。

9番(工藤清悦君) 3回質問終わって申しわけないんですけども、先ほど3回目に質問させていただいたのは、最初、特例指定の話をされましたよね。今まで管理といいますか、委託していたところが、特例指定の中で4月1日から今後とも指定管理者としてやっていってもらう方向にあるんだということまではわかったんですが、その業者の方々が、このぐらいの金額でやりますからうちの方にやらせてくださいということを町に提示するのだから、それとも町がこのぐらいの金額でやってくださいというふうに業者さんに方向づけをするのとか、結局、このぐらいでやってくださいということの中で業者が公共性を担保に入れ、またはサービスを向上させ、なおかつ町の行財政改革にも寄与するということであれば、それはそれでよろしいんですけども、その手法ですね。業者がどうのこうのというんじゃなくて、契約の手法として、民間側から、このぐらいでこういうサービスをしますのでやらせてくださいという手法なのか、行政側から、このぐらいでやってくださいという手法なのか方法なのかをお聞きいたしました。

議長(米澤秋男君) 総務課長。

総務課長(今野正晴君) お答えします。

指定管理者の締結という条文の中に、これからなんですけれども、八つほど協定をしていきます。その中で、管理費用の負担に関する事項という項目もありますので、その中でお互いの協定で定めていきたい。(「わかりました」の声あり)

議長(米澤秋男君) 14番福島久義君。

14番(福島久義君) この指定管理者制度については、以前私も一般質問で質問した経緯がありますけれども、今、総務課長の説明によりますと、何か随意契約といいますか、今委託している先に直接横流しというような答弁と理解をしておるところですけれども、先般、一般質問においても、公募制をとって、その中でいろいろ打ち合わせをしながら指定管理者に入れてい

くという答弁でありましたけれども、今9番議員が質問したとおり、総務課長の答弁では横流し、何も見積もり、打ち合わせがないんじゃないかと。やはりそうしたことにおいては、経費削減に何もつながらないというような感じがするんですけれども、その点についてお伺いいたします。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 全くそのとおりだと思います。と申しますのは、これまで委託を申し上げたのは、集会所を中心として行ってまいりましたけれども、今回提案申し上げましたところについては、いわゆる事業収入等々が絡んでまいります。原則公募するということでありまして、基本的な条件は入札とか見積もり、公募をする際に一体どれぐらいでそれを運営しているのかと資料的にお出ししなければ応募できないと思うんですね。仮に複数の応募があったときには、いわゆる見積もりなり計算書なりを出していただいて、それで選考するということになるかと思えます。

現在、加美町長が社長に就任をしている施設があるわけでありますが、仮にそういう民間の指定管理者に移行するということになれば社長が新しくなるわけですね。その場合に、社長はゼロ円の報酬ではないわけでありますから、何がしかの報酬はお支払いをしなければならない。そのときに、これまで委託をしていた部分で間に合うかどうかということのも大変大きな問題になるわけであります。指定管理者制度の基本的な考え方というのは、とにかくにも住民の皆さんに、役所の目でなくて住民の民間団体の目でサービスをする、そして利用しやすいように移行させるというのがこの制度の趣旨だと私は理解をしております。ということになれば、やはりそれを尊重しながら、大都市なんかでは公募をして、新しい指定管理者が手を挙げているということになっているようでありますが、地方においては即なかなか出てこないのではないかと。

そしてまたもう一つは、仮に何々振興公社が指定管理者から外れてしまうということになれば、社員が路頭に迷うこととなります。当然ですね、今委託をしておりますから、仕事がなくなるということもこれは考えに入れなければならない部分にあると思うんです。それらこれらを勘案をしたときに、この指定管理者移行というのは、とりあえず条例の改正をいたしましたけれども、今後検討していかなければならない部分だろうというふうに考えます。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） 今説明を受けましたけれども、やはり指定管理者制度については、こちらの方には公募しても来る人がないだろうという答弁でありましたけれども、これはやってみ

なくてはわからないと。これは決して必ずしも出てこないとは限らないわけですね。古川市、仙台市を含めた近隣市町村にも、そういった指定管理者制度を公募するということであれば必ずやあると思うんです。来る人がいないというのは、これは町長の取り越し苦労であって、やってみなければわからないというのが一つ。

それから、今までの施設で働いていた職員の方が、別な指定管理者制度の契約によって路頭に迷うというような今答弁ありましたけれども、それは契約の仕方であって、今までの条件の中であれば、その職員が路頭に迷わないように契約の時点で雇用の場を結ぶとか、そういった条件も一つの中に入れて、幾らかでも町民に、何といても「負担は安く、サービスは高く」というのが合併の基本でありますので、町民サービスを本位とした今は答弁でありますので、そうしたことも支柱の職員を含めてもう一回町長の考え方をお伺いしたいと、そんなふうな思うところがあります。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 誤解のないように申し上げますが、地方ではと申し上げたので、我が町には出ないということで申し上げたのではなくて、いわゆる大都市部と地方ではそういうノウハウを持った業者さんが少ないのではないかと、あるいはないことも考えられると申し上げたのでありまして、加美町にはないと断言したわけではないのでありまして、その分をお含みおきをいただきたいと思えます。

それから、いわゆるある施設を公募した場合に、普通の申し出があったという場合に、今まで管理をお願いしていたところと、新たに申し込みがあったというか、スタートは同じなのでありますが、結局、負けてしまったというか、別の社と契約をすることになったということになれば当然職を失するわけでありまして、その部分についてもきちっと考えなければならぬだろうというふうに思います。

必ずしも指定管理者制度がすべて経済的に有利になるということでの考え方は、先ほど申し上げたように、まず人件費等々でアップする部分も出てまいります。しかしその他のいわゆる維持管理の経費をいかに削減して、そして利用の皆さんにサービスを多く提供するかということが指定管理者制度で受けた団体の考え方といたしますか、ノウハウといたしますか、そういうことになるんだろうというふうに思います。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 町長、指定管理者の選考委員会が多分あるかと思いますが、適任でない、あるいは値段が高いというようなことで、折り合いが合わない部分が多分出てくると思

いますが、その場合には今までどおり町で運営することになるかと思いますが、その点についてお尋ねいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 御意見のとおり、合意点に達しないということであれば、今までどおり町が管理をするということでも差し支えないということであります。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号加美町山村活性化支援センター条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号加美町山村活性化支援センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第66号加美町農林産物直売施設条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号加美町農林産物直売施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第67号加美町農山村多面的機能活用施設条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号加美町農山村多面的機能活用施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第68号加美町総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号加美町総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第69号加美町小野田展示交流施設条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号加美町小野田展示交流施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第70号加美町小野田温泉保養センター等条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号加美町小野田温泉保養センター等条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第71号加美町健康増進施設条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号加美町健康増進施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第13 議案第72号 加美町町民体育館条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第13、議案第72号加美町町民体育館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第72号加美町町民体育館条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本案件は、中新田体育館、小野田体育館、小野田東部体育館、小野田西部体育館、加美町総合体育館、宮崎中部体育館について、これまで使用料金を設定する時間区分が、午後の場合、正午から午後5時までの施設や、午後1時から午後5時までの施設、また夜間が午後5時から始まる施設や午後6時から始まる施設など、統一されていなかったことから、今回、時間区分を、午前は9時から正午まで、午後は正午から午後5時まで、夜間は午後5時から午後9時まで、全日は午前9時から午後9時までに統一する改正と、あわせて公平な料金設定のための見直しを行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 重箱の隅をつつくようで大変申しわけございませんが、加美町町民体育館条例の一部を改正する条例、この第7条なんですけれども、79ページ、80ページ。この80ページに、会議室等の利用の場合、これは2になっていますね。燃料使用料、これが3になっておりますけれども、この中新田体育館の使用料のところに、以前の条例ですと全館使用の場合ということで、1ということになっていて、数字の項目立てがなされていないんですけれども、その辺、項目立てをした方がいいのではないかということが一つ。

もう一つは、中新田体育館については全日が午前9時から午後9時までということで、以前は7,800円が7,400円ということで値下げの状況になっています。ただ、総合体育館、宮崎中央体育館なんですけれども、これはパターン別に見ますと、68のパターンがあるんですね。結局、アリーナ、サブアリーナ、それから入場料を徴収しない場合、入場料を徴収する場合、それからアマチュアスポーツ、それからその他の催物に利用する場合というようなことで、68の利用パターンがあるんですけれども、料金アップが50あるんですね、68のうちに。そして値下げになっているのが6、そして現状維持が12というようなことで、町長の提案理由の説明からしますと、公平に料金を設定したということなんですけれども、合併のときに「サービスは高く、負担は軽く」というような、ここで使っているのかどうか分かりませんが、これが本当にいいのかという合意がとれているのかどうかということをお伺いをしたいと思

います。

それから、値下げになっているところもあるんですけども、それは80ページの別表第3第7条関係というようなことで、夜間の部とか全日の部で、その他催物に利用の部分で7,000円から6,000円、または1万3,000円から9,000円というようなことで値下げになっているわけですけども、実際、利活用の促進に向けて施策的な意味合いもあるのかどうかというようなことを、この三つについてお伺いをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 体育振興課長。

体育振興課長（三浦又英君） 体育振興課長、お答え申し上げます。

1点目ですが、中新田体育館の使用料の項目の1、まさしく御指摘のとおりでございます。1あって2あって3というのが通常だと思いますけれども、まさしくその項目が落ちていました。

続きまして、今お話しいただきました中新田体育館の全日の午前9時から午後9時という料金の設定がございしますが、まずもって町長も提案理由で申し上げますとおり、それぞれの3年なりになりまして、体育館の料金の統一ということにつきましては、アリーナの広さ等におきまして、料金が一律はできない状況下にあるわけでございます。そんなことで、今御指摘いただいております中新田体育館の全日の午前9時から午後9時、これにつきましては、これまで改正案を提示する前は合計7,800円ということになりますので、そうしますと、午前プラス午後プラス夜間ということになりますと、全日程より逆に高く料金が設定されている状況下にありますので、それらを踏まえながら、宮崎の総合体育館とにらみ合わせながらこの7,400円という料金に設定して改正させていただきました。

続きまして、宮崎総合体育館の料金のパターンの関係だと思いますが、これにつきましては先ほども御説明しましたとおり、アリーナの広さは実は宮崎体育館が一番広く2,093平米、中新田体育館が1,764平米、小野田体育館が1,327平米という広さでございます。そのことからしまして、これまで総合体育館は1時間当たりという設定をしておりましたが、例えば午前の部については午前9時から午後、ということは3時間になるわけでございます。そうすると単純に3時間を掛けますと、中新田体育館より高く料金が設定されるという状況下もありましたので、アリーナの広さを基準としましてこの額に設定させていただきました。

なお、小野田体育館につきましても、午前9時から正午が600円という改正案でございますが、以前は1,000円ございました。その関係がありまして、小野田体育館につきましては総合体育館の約2分の1の広さということから考慮しまして、総合体育館が午前の部1,200円の

半分の 600円という改正でございます。

なお、宮崎の総合体育館の関係につきましては、いろいろパターンがあるわけですが、1時間当たりを単位をしますと、中新田体育館より料金が上積みされるということにもなりますので、中新田体育館が逆に総合体育館より低くではちょっと考える余地もございましたのでこういう設定をさせていただきました。以上です。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） もう一つ、小野田体育館の場合、管理規程を見ますと、減免規定がうたわれていないんですね。ただ、中新田体育館の管理規則によりますと減免の項目があるんですけども、小野田体育館管理規則によると減免がないということなんですけれども、そのことについてはどうなんでしょうか、お聞きをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 体育振興課長。

体育振興課長（三浦又英君） 体育振興課長、お答えします。

それで、管理規則ということに、これについても統一を図ろうということで、教育委員会の定例会にかけまして統一を図っております。いずれにしても中新田体育館、小野田体育館、総合体育館においての規則については統一を図っております。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 現状の例規集を見ますと、中新田体育館は使用料の減免及び手続というようなことで載っていますけれども、教育委員会内部で統一を図っているということであっても、実際例規集には載っていないということは、まだ内規であって、町民の方々に周知できるようなという言い方はおかしいと思うんですけれども、その辺の兼ね合いでもってきっちりした形にした方がいいのではないかとということが一つ。

もう一つ、最後ですので教育長にお伺いしたいと思うんですけれども、一番最初に申し上げたように、確かにフロアとかそれから使用時間帯、そういう兼ね合いの中で、特に総合体育館と言われる宮崎の体育館が、表現は悪いかもしれないですけども、軒並み使用料金が高くなっているんですね。ただ、社会体育団体、生涯スポーツ団体が利用するときには、それなりの使用目的で健康増進、体育振興というようなことで減免されていると思うんですけれども、基本的に料金が公平にということでアップになっているわけですね。公平でということで下がる分にはいいんです。ただ、行政から見ますと受益者負担というのは当然考えなくてははいけないと思いますし、受益者負担をしながらでも健康増進なりスポーツを通しての心身の鍛錬なり青少年の健全育成ということがあると思うんですけれども、何か最初の合併当時と全然違って、

すり合わせが高くなったというようなことでもまずいのかなというような思いがしましたので、その辺についての教育長のお話が一つと。

もう一つは、先ほども葉菜施設群の指定管理者制度、これは議題外と言われれば、議長から怒られているんですけども、その辺について、料金との兼ね合いもありますので、指定管理者制度についてもしお許しいただければ、非常に教育委員会は教育的施設または生涯学習施設を持っているものですから、その辺についてのお話をお伺いしたいと思います。以上です。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） できたらただで使わせたいというのが気持ちですけども、これはそうした形でスポーツ活動なり文化活動が町の人々の水準の向上に大きく寄与するであろうことはわかるわけでございますけれども、ある程度の受益者負担というのはやむを得ないことであって、全部の施設を統一するということはまた難しい話でございます。大きくなり施設の整備の内容があり、さまざまありますので、おのずと差が出るのは仕方がないことだろうと思います。あそこはよさそうだから、あそこを使いたいということになれば、それだけの対価を払うというのが資本主義社会の原則でございますので、その辺のところの差については御容赦いただきたいというふうに思っております。基本的にはただで多くの町民が活用していただく施設でありたいというのが私の願いではございますけれども、現実的にはそうはならないということでございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） そのほかございませんか。（「すみません、議長、よろしいですか」の声あり）はい。

9番（工藤清悦君） 管理規程って小野田体育館、減免について載っていませんので、その辺についても御質問しましたので、その辺についての答弁をお願いします。

議長（米澤秋男君） 体育振興課長。

体育振興課長（三浦又英君） 工藤議員が見ています平成17年度版の加美町例規集だと思えますけれども、これについてまだきょう委員会でかけました案件について、規則について、まだ載ってありません。御了承ください。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号加美町町民体育館条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号加美町町民体育館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第14 議案第73号 加美町町民運動場条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第14、議案第73号加美町町民運動場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第73号加美町町民運動場条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、小野田運動場、小野田西部スポーツ公園の多目的運動場使用料の引き下げと、陶芸の里スポーツ公園の各競技場について、使用時間区分を1時間あたりに統一し、使用料を改正したこと、あわせて陶芸の里スポーツ公園に設置された写真判定装置と放送施設の使用料について、写真判定装置は1日5,000円、放送施設は1日1,000円に新たに規定したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号加美町町民運動場条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号加美町町民運動場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第15 議案第74号 宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体